

奈労発基0827第1号
平成27年8月27日

関係団体の長 殿

奈良労働局長



全国労働衛生週間及び職場の健康診断実施強化月間の
実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、9月は、全国労働衛生週間（10月1日から10月7日）の準備期間となっています。

労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場の自主的な労働衛生管理活動の定着を図ることを目的としたものです。

県内の労働者の健康を巡る問題を見ると、業務上疾病の発患者数は、近年増減を繰り返しており、年間60人台から90人台で推移しています。平成26年は、業務上疾病の発患者数は77人であり、平成25年の69人より増加しています。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合（有所見率）は平成18年以降50%を上回っており、平成26年は53.8%（全国平均53.2%）となっています。

特に、今年12月1日からは、昨年改正された労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度が施行されます。来年6月1日には、化学物質による労働災害を未然に防ぐことを目的として、化学物質のリスクアセスメントの義務化が予定されています。また、今年6月1日からは、職場の受動喫煙防止措置が事業者の努力義務となりました。

全国労働衛生週間を契機として、職場の衛生環境の重要性の認識をさらに深められ、改正法に向けた環境整備をはじめとした取組を各職場においても図っていただきますよう、別添を御活用の上、会員事業場等に対する周知方よろしくご協力をお願い申し上げます。

また、全国労働衛生週間準備期間に併せ、9月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置づけ、集中的・重点的な指導等を行うこととしたところです。

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、会員事業場等に対する周知啓発について、併せて特段の御配慮をお願いいたします。